

## 令和4年11月定例教育委員会会議録

### 1 日 時

令和4年11月24日（木）午後2時10分から午後2時51分まで

### 2 場 所

唐津市役所 4階 大会議室

### 3 出席者

#### (1) 教育長

栗原宣康

#### (2) 教育委員

富永祐司、石山貴子

#### (3) 事務局

教育部長 草場忠治、教育企画課係長 阿部修久、教育副部長兼生涯学習文化財課長 坂口政江、教育総務課長 古場真由美、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古川照男、学校給食課長 山崎善正、近代図書館長 藤井浩司、浜玉市民センター産業・教育課長 平尾敏和、厳木市民センター産業・教育課長 原 昭彦、相知市民センター産業・教育課係長 秀島充康、北波多市民センター産業・教育課長 江頭宏隆、肥前市民センター産業・教育課長 川口徹、鎮西市民センター産業・教育副課長 黒田裕一、呼子市民センター産業・教育課係長 井手口信貴、七山市民センター産業・教育課長 種岡勝博、教育総務課係長 森徳雄、教育総務課職員 原周平

### 4 議 題

#### (1) 議案

議案第41号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に係る意見について

【同意】 [注 1]

議案第 4 2 号 唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見  
について

【同意】 [注 1]

議案第 4 3 号 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する  
条例制定に係る意見について

【同意】 [注 1]

議案第 4 4 号 唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する  
条例制定に係る意見について

【同意】 [注 1]

議案第 4 5 号 唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定に係る  
意見について

【同意】 [注 1]

議案第 4 6 号 唐津市公民館運営審議会委員の委嘱について

【原案どおり可決】 [注 2]

[注 1] 非公開（議会の議決を経るべき議案に係る案件のため）

[注 2] 非公開（人事案件のため）

(2) 協議事項

春季休業日の延長について

(3) 報告事項

① 教育長報告

② 各課報告事項

- ・令和 4 年秋の教育長表彰について
- ・第 1 6 回 Kinto 市民美術祭「佐賀県高等学校美術教師作品展」について
- ・「近図ぎゃらりい vol. 1 7 Art Club Exhibition' 2 2 中学校美術部による  
展覧会（北部地区）」について

- ・ 共催及び後援について
- ・ 教育委員会行事予定

③ その他

## 【定例会】

午後 2 時 1 0 分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として石山委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

### ○教育長（栗原宣康君）

それでは、議事に入りますが、まずは会議の非公開についてお伺いします。

議案第 4 1 号から第 4 5 号については議会の議決を経るべき議案に係る案件のため、また、議案第 4 6 号については人事案件のため、会議規則第 1 1 条第 1 項により非公開としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### ○教育長（栗原宣康君）

それでは、この 6 件については非公開といたします。

初めに、協議事項に入ります。

春季休業日の延長について、事務局お願いします。

### ○学校教育課長（栗本洋二君）

それでは、本会資料 3 7 ページないし 3 8 ページを基に春季休業日の延長についてということで御説明させていただきます。

まず、延長する理由ですけれども、年度初めの職員会議及び学級事務等に係る準備期間を確保し、滞りなく始業式が迎えられるようにするためということ、それから、関係法令といたしましては、唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則ということで、裏面、3 8 ページに掲載しておりますが、概要といたしましては、当管理規則第 3 1 条第 1 項第 1 号に規定する春季休業日の期間について、4 月 1 日から同月 5 日までを 4 月 1 日から同月 6 日までとし、1 日延長するものでございます。

なお、令和 5 年 4 月 1 日から開始したいというふうに考えているところでございます。

なお、本件については、県内の市町教育長さん方の間でも同様の検討がなされているというふう聞いております。また、唐津市の校長会からも要望が上がっておりまして、感染症の対応やアレルギー対応など必要な研修、共通理解事項が大変増えてきている中、一方で若手教員の急激な増加等々も相まって、時間が足りない、時間が欲しいということでした。

以上でございます。

**○教育長（栗原宣康君）**

春季休業日の延長について質問や御意見はございませんか。

**○教育委員（冨永祐司君）**

7月の総会の際に佐賀の教育長がおっしゃっていましたよね。

**○教育長（栗原宣康君）**

そうですね。

**○教育委員（冨永祐司君）**

その後、皆さんと色々なお話がされたわけですね。

**○教育長（栗原宣康君）**

はい。

今、課長から説明がありましたように、これまでも4月1日から5日までで新学期の準備をしておいて、6日が始業式だったんですけど、土日が入ることが頻繁にあって、3日間ぐらいしか準備期間がなくて、これが非常に苦しいなというのはずっとあったんですけども、また、この1日減ることについてですけども、課業日が1日減るような形になりますが、これまで土曜開校というのを3日間、唐津市の場合やっておりましたけれども、現在、8月25日から31日の間に5日間課業日を設定するようにしておくことでカバーできるように思っているところです。

県内市町、ほぼ合わせた形でこれに取り組んでいくということで話し合われているところです。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（栗原宣康君）**

それでは次に、報告事項に参ります。

教育長報告です。別紙A 4、1枚のものを御覧ください。

本年度の小・中学校の研究発表について、ここに全て挙げております。5月31日の肥前中学校の県の1人1台端末を利用した授業改善の2年目の取組からスタートしたところです。先日までに、11月22日の成和小学校の文部科学省指定のがんの教育研究、1年時の発表がございました。あと12月の浜崎小、16日の第五中学校というふうに、あと2つの発表が残っているところです。どの学校も各学校で研究発表までの取組を様々な努力をいただいで、各学校、1人1台端末を利用した授業改善以外の学校につきましても、タブレットの活用がこの研究の中でさらにお取組いただいているというのを感じたところです。

2つ目は、唐津市の教育文化祭の作品展示が12日から15日、近代図書館、あるいは各市民センターについては展示時期が異なって、七山、呼子についてはまだこれから開催が予定をされているところです。それぞれ市民センター、あるいは町の別の行事と合わせてなどして、このような設定になっているというふうに思っております。近代図書館での参観者が昨年も一昨年も1,000名を僅かに超えるというところでしたけれども、今年はちょっと参観者が少なかったという印象でございます。

以上です。

それでは次に、各課の報告事項に参ります。

令和4年秋の教育長表彰について、事務局お願いします。

#### ○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。冒頭に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。

議案の目次のページをお願いいたします。

3番、報告事項、（2）各課報告事項でございますが、近代図書館の報告事項は②、③となっておりますけれども、この2件は1枚の報告事項②として資料を作成しておりますので、その後の報告事項④を③へ、⑤を④へ訂正をお願いいたします。

それでは、議案の39ページをお願いいたします。

秋の教育長表彰について報告いたします。

教育長表彰は、唐津市教育委員会表彰規程に基づき年2回行っておりまして、秋の表彰につきましては、児童・生徒と一般の方も表彰の対象となっております。

10月20日に教育長表彰審査会を開催し、その結果を教育長に報告いたしまして、25名及び4団体を決定いたしております。

資料は40ページをお願いいたします。

まず、一般の部でございます。

社会教育部門の青少年健全育成で1名、同じく社会教育部門の奉仕活動で1名の方が受賞されております。

41ページをお願いいたします。

次に、児童・生徒の部でございます。

文化の部門で全国大会出場の児童1名、スポーツの部門で競技の上位入賞者等で児童10名、生徒12名、団体4団体が受賞されております。

受賞者の氏名、功績等につきましては、お手元の資料で確認をお願いしたいと思います。

なお、表彰につきましては、児童・生徒は各学校で行い、一般の方につきましては11月7日月曜日に表彰式を行いました。

以上、報告いたします。

#### ○教育長（栗原宣康君）

近代図書館のイベントについて、事務局お願いします。

#### ○近代図書館長（藤井浩司君）

近代図書館です。44ページをお願いいたします。

第16回K i n t o市民美術祭で、「佐賀県高等学校美術教師作品展」を12月16日金曜日から12月25日日曜日まで開催をいたします。

会場は美術ホールです。

開館時間は10時から18時までで、最終日は16時で終了となっております。

休館日は12月19日月曜日。

内容といたしましては、絵画、立体作品など高等学校の美術教師の作品を展示いたします。

入場は無料となっております。

あと同時開催いたしまして、今度は生徒の授業作品展ということで、1階ロビーのほうで「これが高校美術だ！」ということで展示を行います。

続きまして、「K i n t o ぎやらりい v o l . 1 7 A r t C l u b E x h i b i t i o n ' 2 2」ということで、これは中学校美術部による北部地区の展覧会を行います。

会期は12月4日日曜日から12月23日金曜日まで、4階のロビーで開催をいたします。

開館時間は10時から18時までで、最終日は15時で終了でございます。

途中休館日につきましては、月曜日と12月7日水曜日となっております。

内容につきましては、唐津市内の中学校美術部生徒の作品、絵画やスケッチ、工芸作品など約100点を予定しております。

入場は無料となっております。

以上でございます。

**○教育長（栗原宣康君）**

秋の教育長表彰、あるいは近代図書館のイベントについて何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（栗原宣康君）**

それでは、共催及び後援について、教育総務課お願いします。

**○教育総務課長（古場真由美君）**

教育総務課です。議案の45ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催が1件、後援が12件、合計13件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

**○教育長（栗原宣康君）**



それでは、教育委員会の行事日程について、教育総務課お願いいたします。

**○教育総務課長（古場真由美君）**

議案の４６ページをお願いいたします。令和４年１１月２５日金曜日から令和４年１２月２１日水曜日までの主な行事予定でございます。

１１月２５日金曜日、湊中学校学校訪問がございます。

１１月２８日月曜日、西唐津公民館落成式がございます。

なお、１２月８日木曜日、浜崎小学力向上指定研究発表会が１２月２日金曜日に変更となりましたので、１２月８日は削除をお願いいたします。

また、１２月１１日日曜日の文科指定がん教育研究発表会が１２月１６日金曜日１３時１５分から１４時５分へ日程変更となっております。

その他行事予定につきましては一覧表に記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上でございます。

**○教育長（栗原宣康君）**

明日の湊中の学校訪問は今年最後になりました。これまでも教育委員さんに度々学校のほうにおいでいただきましたけれども、いよいよ最後となりました。

その他、報告事項はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（栗原宣康君）**

では、次回の教育委員会の日程でございますが、１２月２２日木曜日１４時、ここで開催させていただこうと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（栗原宣康君）**

それでは、これで公開の審議を終了いたします。

**【非公開審議】**

- ・議案第４１号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に係る意見について

教育総務課長が説明した。

議案第41号は同意された。

- ・ 議案第42号 唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

教育副部長兼生涯学習文化財課長が説明した。

議案第42号は同意された。

- ・ 議案第43号 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

教育副部長兼生涯学習文化財課長が説明した。

議案第43号は同意された。

- ・ 議案第44号 唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

教育副部長兼生涯学習文化財課長が説明した。

議案第44号は同意された。

- ・ 議案第45号 唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

近代図書館長が説明した。

議案第45号は同意された。

- ・ 議案第46号 唐津市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育副部長兼生涯学習文化財課長が説明した。

議案第46号は原案通り可決された。

## 【非公開会議】

### ○教育長（栗原宣康君）

それでは、非公開の審議に入ります。

議案第41号について、事務局お願いします。

### ○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。資料は本日お配りいたしました議案の1ページをお願いいたします。

議案第41号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に係る意見についてでございます。

提案理由でございます。

唐津市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関し、利用の適正化を図るため、令和4年12月市議会定例会へ条例制定として提出するに当たり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

令和4年3月、公共施設の使用料適正化に関する方針が策定され、現在、現行の公共施設使用料を全て見直すとともに、新たに設置する使用料についてもその方針に基づき検討することとなりました。これを受け、これまで無料で開放していた学校体育施設につきましても、統一的なルールの下、使用料を徴収すべきか、令和4年3月定例教育委員会で協議し、屋内の体育施設については使用料を徴収するというを御了承いただいたところでございました。

学校施設の開放に関しましては、これまで唐津市立学校体育施設の開放に関する規則により運用を行ってまいりましたが、今回の学校体育施設使用料徴収に合わせ、学校体育施設の開放に関し、利用の適正化を図るために新たに条例を制定するものでございます。

制定する条例の内容でございますが、資料の4ページをお願いいたします。

まず、第1条では学校施設の開放の趣旨、それから、第2条では開放する学校及び施設について定め、開放する学校や施設の詳細は別途定めることとしております。

次に、第3条では利用することができる者の範囲、第4条から第7条では利用の許可や制限、利用権の譲渡等の禁止、許可の取消し等について定め、資料

は5ページをお願いいたします。第8条では、使用料の区分と無料利用の対象者を定めております。

使用料の区分につきましては、資料の6ページ、別表をお願いいたします。

全て1時間当たりの使用料としておりまして、屋内運動場、こちらは体育館でございますが、2面仕様の体育館を2面とも使用する場合は1時間当たり400円、1面だけ使用する場合は200円、それから、1面仕様の体育館を使用する場合は200円、また、剣道場は全面で100円としております。

屋外運動場やテニスコートにつきましては無料としております。

5ページに戻っていただいて、第9条では使用料の不還付、第10条では施設原状回復の義務、第11条では施設の損傷等に関する賠償について定めております。

第12条では、この条例のほか、必要な事項は別途規定するとしており、この条例の施行規則を制定することとしております。

条例の施行日は令和5年4月1日からでございます。

資料6ページでございます。

なお、附則の2で、施行前において利用許可などの準備行為も行うことができるよう定めております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくをお願いいたします。

#### ○教育長（栗原宣康君）

議案第41号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第41号については御承認をいただきました。

議案第42号について、事務局お願いいたします。

#### ○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

生涯学習文化財課でございます。7ページをお願いいたします。

議案第42号 唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見についてでございます。

提案理由ですが、公民館の使用料の見直し等に伴い、唐津市公民館条例を一

部改正するため、令和4年12月市議会定例会へ唐津市公民館条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものでございます。

公共施設の使用料適正化に関する方針、令和4年3月に策定されましたこの方針に基づきまして使用料の改定をするものでございます。

8ページをお願いします。

条例案の概要で改正内容でございますが、(1)会議室区分の見直しと利用1回当たりの料金を1時間当たりの料金とする。(2)令和4年3月31日をもって廃止した巖木公民館支館について、第2条から巖木公民館支館を削るものでございます。

施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例によるといたしております。

具体的な使用料の金額でございますが、10ページをお願いいたします。

別表3に示しておりますが、大会議室の200平方メートル以上につきましては1時間当たり2,200円、100平方メートル以上200平方メートル未満につきましては1時間当たり1,600円、100平方メートル未満の会議室につきましては1時間当たり600円といたしたいと考えております。

12ページに新旧対照表を掲げておりますが、これまでは大会議室100平方メートル以上につきましては1回につき5,330円、100平方メートル未満につきましては1回につき2,120円としていたところでございます。

なお、公民館につきましては、社会教育活動等で利用する場合は使用料は徴収しないということになっておりますので、公民館活動として住民の方が利用される場合の使用料の徴収はございません。

14ページに使用料の見直しの考え方と、15ページ、16ページに県内他市の使用料の状況を記載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第42号について、よろしいですか。質問や御意見はございませんか。

○教育委員（富永祐司君）

細かく切って利用しやすくはなるかもしれませんが、時間単位で。

○教育長（栗原宣康君）

時間単位になることでですね。

○教育委員（富永祐司君）

今まで1回につきとしておると、大きいところ、広いところは値段のこととか…。

はい、大丈夫です。

○教育長（栗原宣康君）

石山委員さんもよろしいですか。

○教育委員（石山貴子君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第42号については御承認をいただきました。

議案第43号について、事務局お願いします。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

17ページをお願いいたします。

議案第43号 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係る意見について。

提案理由でございますが、唐津市都市コミュニティセンターの使用料の見直し等に伴い、唐津市都市コミュニティセンター条例を一部改正するため、令和4年12月市議会定例会へ唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

こちらは、都市コミュニティセンターが外町公民館と同じになっております。公民館活動においては、通常は公民館活動においての使用料徴収はございませんので、使用料が発生するときは都市コミュニティセンターとしての使用料を徴収していたものでございます。

それで、公民館条例と同じように改正内容といたしましては、会議室区分の見直しと利用1回当たりの料金を1時間当たりの料金とする。また、都市コミュニティセンターに関しましては社会体育館がございませぬ。こちら、社会体育館専用利用の使用料改正と個人利用の1回当たりの料金を2時間当たりの料金とするとさせていただきます。

具体的には20ページをお願いします。

会議室等の使用料につきましては、公民館と同様に200平方メートル以上が1時間当たり2,200円、100平方メートル以上200平方メートル未満は1,600円、100平方メートル未満につきましては1時間当たり600円とさせていただきます。

2番の社会体育館使用料でございませぬが、こちらにつきましてはスポーツ振興課が所管いたしてございませぬが、体育施設条例と同じ金額を設定させていただきます。こちらは、一般は専用利用のときは1時間当たり930円、生徒及び児童は460円、個人利用の場合は2時間当たり一般が110円、生徒及び児童が50円とさせていただきます。

新旧対照表は22ページに記載させていただきます。

説明は以上でございませぬ。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長（栗原宣康君）**

議案第43号について質問、御意見はございませぬか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（栗原宣康君）**

それでは、議案第43号については御承認をいただきました。

議案第44号について、事務局をお願いします。

**○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）**

23ページをお願いいたします。

議案第44号 唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係る意見についてでございます。

提案理由は、唐津市巖木コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い、唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部改正するため、令和4年12月市議

会定例会へ唐津市巖木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

先ほどの外町公民館と同じように、巖木公民館につきましても使用料は唐津市巖木コミュニティセンター条例に定める額とさせていただいております。

同じようにこちらの巖木コミュニティセンターにつきましても、会議室区分の見直しと利用1回当たりの料金を1時間当たりの料金と設定したところがございます。

具体的には26ページに掲げておりますが、同じように200平方メートル以上が1時間当たり2,200円、100平方メートル以上200平方メートル未満が1,600円、100平方メートル未満が600円とさせていただいております。

27ページに新旧対照表を掲げておりますので、こちらについても御覧いただきたいをお願いいたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○教育長（栗原宣康君）**

議案第44号について質問や御意見はございませんか。

**○教育委員（富永祐司君）**

特にありません。

**○教育長（栗原宣康君）**

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（栗原宣康君）**

それでは、議案第44号については御承認をいただきました。

議案第45号について、事務局をお願いします。

**○近代図書館長（藤井浩司君）**

近代図書館です。議案第45号 唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について。

提案理由といたしまして、唐津市近代図書館の使用料の見直しに伴い、唐津



市近代図書館条例を一部改正するため、令和4年12月市議会定例会へ唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

改正の内容でございますが、別表中の金額でございます。

まず、入場料を徴収しない場合、現行が「12,220円」を「18,330円」に、入場料を徴収する場合、現行「24,440円」を「31,520円」に改めるものでございます。この金額につきましては、公共施設の使用料適正化に関する方針に基づいて算出をしております。

施行期日でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例によるということでございます。

33ページのほうに新旧対照表をつけておりますので、そちらのほうを御覧ください。

説明は以上です。

#### ○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第45号について質問や御意見はございませんか。

議案第45号、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第45号については御承認をいただきました。

議案第46号について、事務局お願いします。

#### ○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

生涯学習文化財課でございます。35ページをお願いします。

議案第46号 唐津市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

提案理由は、唐津市公民館運営審議会委員の死亡欠員に伴い、唐津市公民館

条例第2条の規定に基づき、新たに唐津市公民館運営審議会委員を委嘱するため、提案するものでございます。

36ページをお願いいたします。

こちらに新たに委嘱を考えております委員さんを掲載させていただいております。

委嘱期間は令和5年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○教育長（栗原宣康君）**

議案第46号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（栗原宣康君）**

それでは、議案第46号については御承認をいただきました。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。何か報告等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（栗原宣康君）**

それでは、11月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。